

市場小学校『いじめ防止基本方針』

令和3年5月改定

いじめの基本理念と基本認識

本校は、「健康で明るく強く正しく共に生きぬく子の育成」を学校教育目標に掲げ、児童職員が生き生きと学び、心通い合う楽しい学校をめざしている。安全と心の安らぎを第一に落ち着いて学べる環境、一人ひとりを真にかけがえない存在と認め、その「よさ」と可能性を伸ばすために様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、平素から指導體制を整備し、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに解決するために市場小学校「いじめ防止基本方針」を定める。

いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となってチームで取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること
- ・学校の基本方針をより実効性のあるものにする。

I いじめの未然防止 ～いじめをうまない土壌づくり～

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

○体験教育の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、保小中ふれあい体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ・インターネットを通して発生するいじめの未然防止については、発達段階に合わせて関係機関や保護者と協力しながら、ネットの危険性について啓発する。

○児童、保護者、地域住民等との情報交換や協議

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会、地域づくり協議会等で学校の基本方針や意見交換をする機会を設ける等により、児童、保護者、地域住民が確実に関わる仕組みを構築する。

II いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任だけに任せるのではなく、教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係、学級の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○日記や連絡帳、生活ノートの活用

- ・連絡帳や生活ノートの活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にすることで、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成するために日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

○いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて随時実施する。実施月は5月、7月、10月、12月、2月の年間5回実施する。
- ・記名、無記名、又は選択・併用等の他、生活実態に含めるなど児童が記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。

Ⅲ いじめの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制、方針決定

- ・いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、いじめ防止対策委員会を中心とした情報の共有体制をつくり、実効性を高める。
- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。

- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- ・小野南中学校区小中一貫教育の中で指導体制、方針を共有する。

○児童への指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み、思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

○今後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実意を図り、誰もが大切にされる学級・学校運営を行う。

○教職員のいじめ対応能力の向上

- ・全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう研修の充実を図る。
- ・「いじめ未然防止プログラム」の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修を充実させる。

IV ネットいじめへの対応の充実

○ネット使用のルールについて発達段階に合わせて講習会や授業を行う

- ・PTAの研修会や親子学習を通して、ネット使用について家庭でのルールについて話し合う機会をもつ。

○情報モラル教育の充実について

- ・市内統一で情報モラル教育の充実を推進するとともに、家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。

V いじめ問題に取り組むための校内整備

○学校内の組織

- 「いじめ等対策委員会」・管理職、生徒指導担当、各学年代表者による委員

会を毎月 1 回開催し、現状や指導について情報交換及いじめ防止に関する指導を適切に行うために共通理解を図る。

○いじめ全体計画に基づき、日常的な取り組みを行う。

○重大事態への対応（家庭や地域・関係機関と連携した組織）

「緊急いじめ対策委員会」・・・管理職、生徒指導担当、各学年代表者、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援チーム、警察、小野市福祉部等で、緊急かつ重大な指導上の問題が発生したと判断した時は、市場小いじめ防止基本方針の則り、適切かつ迅速な対応を行う。